輸入統計品目表第〇七一二一・二二二号の次に次の二号を加える。

0713.34		――バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）
	100	―――薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの　KG
		―――その他のもの
	210	――――播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの　KG
		――――その他のもの
	291	―――――共通の限度数量以内のもの　MT
	299	―――――その他のもの　MT
0713.35		――ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）
	100	―――薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの　KG
		―――その他のもの
	210	――――播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの　KG
		――――その他のもの
	291	―――――共通の限度数量以内のもの　MT
	299	―――――その他のもの　MT

輸入統計品目表第〇七一二一・五〇号の次に次の一号を加える。

0713.60		―き豆（カヤヌス・カヤン）
	100	――薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの　KG
		――その他のもの
	210	―――播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの　KG
		―――その他のもの
	291	――――共通の限度数量以内のもの　MT
	299	――――その他のもの　MT

輸入統計品目表第〇七一四・一一〇号の次に次の二号を加える。

0714.30		―ヤム芋（ディオスコレア属のもの）
	100	――冷凍したもの　KG
	200	――その他のもの　KG
0714.40		―さといも（コロカシア属のもの）
	100	――冷凍したもの　KG
	200	――その他のもの　KG
0714.50		―アメリカさといも（クサントソマ属のもの）
	100	――冷凍したもの　KG
	200	――その他のもの　KG

輸入統計品目表第〇七一四・九〇号を次のように改める。

0714.90		―その他のもの
	100	――冷凍したもの　KG
	200	――その他のもの　KG

輸入統計品目表第〇八〇一・一一号の次に次の一号を加える。

0801.12	000	――内果皮付きのもの　KG

輸入統計品目表第〇八・〇一二項中

「

0802.40	000	―くり（カスタネア属のもの）　KG
0802.50	000	―ピスタチオナット　KG
0802.60	000	―マカダミアナット　KG
0802.90		―その他のもの
	100	――びんろう子　KG
	300	――ペカン　KG
	900	――その他のもの　KG

」を

「

		―くり（カスタネア属のもの）
0802.41	000	――殻付きのもの　KG
0802.42	000	――殻を除いたもの　KG
		―ピスタチオナット
0802.51	000	――殻付きのもの　KG
0802.52	000	――殻を除いたもの　KG
		―マカダミアナット
0802.61	000	――殻付きのもの　KG
0802.62	000	――殻を除いたもの　KG
0802.70	000	―コーラナット（コラ属のもの）　KG
0802.80	000	―びんろう子　KG
0802.90		―その他のもの
	300	――ペカン　KG
	900	――その他のもの　KG

」に改める。

輸入統計品目表第〇八・〇三項を次のように改める。

08.03		バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
0803.10		―プランテイン
	100	――生鮮のもの　KG
	200	――乾燥したもの　KG
0803.90		―その他のもの
	100	――生鮮のもの　KG
	200	――乾燥したもの　KG